

苫小牧市総合体育館 保安警備業務仕様書

1 目的

指定管理者は苫小牧市総合体育館内外にかかる次に掲げる保安警備業務を誠実に実行し、財産の保全を図るものとする。

- (1) 火災、盗難、破壊または不法行為の防止
- (2) 事故発生時における関係機関への通報、連絡及び処置
- (3) 警備実施結果の業務報告

2 業務内容

苫小牧市総合体育館の秩序の維持、災害の防止、館内外及び附属設備等の管理守備に関する業務を行う。

また、警備員は、常に所定の服装で指定管理者が発行する身分証明書を携帯し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館内外の出入者に注意をはらい、館内においては不都合の行為ある者、挙動不審とみとめられる者及び無用の者を退館させ、館外においては特に駐車場の適正な利用の確保（出入車の誘導と指示）を図ること。
- (2) 昼夜間を通じて館内外を巡回すること。（昼間は随時、夜間は3回以上）窓の開閉、給湯栓、暖房設備の管理、照明等の管理に従事すること。館の使用者または、職員の退館後、窓の閉鎖、消灯及び電熱器、ガス器具、水道栓、暖房設備等の止栓点検、その他異常のないことを確認した後出入口に鍵をかけること。
- (3) 遺失物等の発見又は、拾得物の届け出をうけたときは、速やかに係員に届け、その指示を受けること。
- (4) 定期的に消火器の点検を行い、非常の事態に備えること。
- (5) その他係員が命じたこと。

3 警備時間

警備員は24時間常駐すること。また、日昼は館内、館外2名で警備すること。

4 警備担当者及び警備員の選任

警備担当者及び警備員は、その指導監督及び人事に関して、一切を指定管理者の責任において行うものとする。

5 定置場所

警備員の定置場所は、館長が別に定める。

6 異常事態発生の措置

警備時間中に異常または事故が発生したときは、次の処置を行わなければならない。

- (1) 事態の拡大防止をはかる適切な処置を行うこと。
- (2) 警備本部並びに関係機関に通報し非常の処置をとること。
- (3) 業務日誌を備え、翌朝（翌日が休館日の場合は、その翌朝とする）館長にこれを提出するとともに必要な事項を口頭により説明するものとする。

7 鍵の取扱い

警備実施に必要な鍵は、厳重に取扱い保管するものとする。

8 その他の事項

この仕様書に定めのない事項については、その都度、指定管理者と市が協議して決定するものとする。